

2022年6月20日



静岡労働局長
石丸 哲治様
静岡地方最低賃金審議会
会長 畑 隆様

静岡県労働組
議長 菊池 仁
静岡県パート・臨時労働者連絡会
代表 鈴木 洋

静岡県最低賃金引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書

貴職の日頃のご奮闘に心より敬意を表します。

静岡県労働組合評議会（以下静岡県評）と静岡県評パート臨時労組連絡会は、最低賃金の引き上げに取り組んでいます。

憲法第25条では、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべての生活部面において、社会福祉等の向上・増進に努めなければならないと定めています。最低賃金法では、その目的として、賃金の最低額を保障することにより労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年静岡県の最低賃金は28円引き上がり913円となりました。しかし、全国加重平均930円よりも低く、月額141,515円（7.75時間×20日）、年収でも1,698,180円にしかありません。ここへきて、電気・ガス料金のほか食品や生活必需品が続々と値上げされ、今後も価格上昇が続くと予想されています。昨年、3.1%引上げられた最低賃金額を上回る勢いで上がっています。私たちが2015年に調査した「静岡県の最低生計費試算」では、25歳男性が単身で自立して生活できる生計費は月額246,659円（税・社会保険料含む）となり、時間給では1,419円でした。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」です。

また、全国で行われた生計費試算調査では、静岡県も含め、ほぼ同じ額の生計費でした。静岡県内の若い労働者の首都圏への流出を防ぎ、地域間格差をなくすため、全国一律最低賃金1,500円がどうしても必要です。

静岡労働局では、審議会は「原則公開」としながらも、限られた本審のみの公開にとどまっております。さらに未だに審議会での意見陳述が実現しておりません。是非開かれた最低賃金審議会となるよう要望します。日本の非正規労働者は、年々増加し、4割を超えたといわれています。本審の審議委員の改選はありませんが、最低賃金近傍で働く非正規労働者の声が審議会に反映されるための仕組みが必要です。

そして、最低賃金を引き上げる上で、中小零細企業への支援策が不可欠です。社会保険料の減免等の直接支援や適正な取引の実現など、抜本的な中小零細企業支援策と予算の増額が必要です。地方経済の回復には地元根差した産業や事業の継承・振興が不可欠です。

つきましては、2022年の最低賃金審議会の運営にあたり、下記の事項の実現を要請します。

記

1. 静岡県 lowest賃金を早急に時間額 1500 円に引き上げること。
2. 地域間格差を是正のため、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
3. 最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。
4. 静岡地方最低賃金審議会をすべて公開とすること。
5. 大幅に増える業務や最低賃金違反を根絶するため、その担い手である公共職業安定所や労働基準監督署の正規職員を増員し、監督行政の強化を図ること。
6. 最低賃金引き上げに伴い、政府の責任において中小零細事業者が経営に直接的な援助を受けられるよう担当部局への要請をすること。

以上